

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講ずべき対策

- ①対象物質の製造、使用等の原則禁止（PCB等）及び製造・使用等の制限（DDT、PFOS等）
- ②非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン等）
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・ POPsと同様の性質を持つ新規物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結済）。令和6年6月現在186ヶ国・地域が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）会合を、POPs条約締約国会議の下に設置。平成17年から原則毎年9月～11月に開催。条約発効後に随時規制対象物質が追加され、令和5年5月に開催されたPOPs条約第11回締約国会議において、新たにメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の追加が決定された。なお、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質は、令和4年6月に開催されたPOPs条約第10回締約国会議において追加が決定されている。

5. 我が国の対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質審査規制法、農薬取締法、ダイオキシン類対策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境省環境保健部長）において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。その後、対象物質の追加等に伴い、平成24年8月、平成28年10月及び令和2年11月にそれぞれ改定。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPRCに金原和秀 静岡大学学長特別補佐を、条約有効性評価のための地域組織グループに高澤 嘉一 国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境標準研究室 室長を派遣。

※対象物質（令和6年6月現在）：

1. アルドリノ、2. デイルドリノ、3. エンドリン、4. クロルデン、5. ヘプタクロル、6. トキサフェン、7. マイレックス、8. ヘキサクロロベンゼン、9. PCB、10. DDT、11. PCDD、12. PCDF、13. クロルデコン、14. リンデン、15. テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、16. ヘキサブロモジフェニル、17. ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOS及びその塩、PFOSF）、18. ペンタクロロベンゼン、19. ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、20. α -ヘキサクロロシクロヘキサン（ α -HCH）、21. β -ヘキサクロロシクロヘ

キサン (β -HCH)、22. エンドスルファン、23. ヘキサブロモシクロドデカン、24. ポリ塩化ナフタレン類、25. ヘキサクロブタジエン、26. ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル、27. decaBDE、28. SCCP、29. ジコホル、30. ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びPFOA関連物質、31. ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、その塩及びPFHxS関連物質、32. デクロランプラス、33. UV-328、34. メトキシクロル